

令和7年度京都府学力・学習状況調査 仕様書

1 事業の概要

(1) 事業の名称

令和7年度京都府学力・学習状況調査事業

(2) 調査の目的

1人1台端末を用いたCBT(Computer Based Testing:コンピュータ端末等を用いた調査)により、児童生徒の「認知能力の伸び」と「非認知能力の変容」を継続的に把握し、その伸びや変容に影響を与える諸要因を客観的データに基づき分析・考察し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する教員の指導力等についての有用な情報を得ることにより、指導上の課題を明らかにして、授業改善を推進し、確かな学力を育む。

(3) 調査対象

ア 教科に関する調査

○ 京都府内の公立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の第4～6学年児童
約30,000人 学校数200校程度

○ 京都府内の公立中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部の第1～3学年生徒
約30,000人 学校数100校程度

イ 学習状況等に関する調査

○ 京都府内の公立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の第4～6学年児童
約30,000人 学校数200校程度

○ 京都府内の公立中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部の第1～3学年生徒
約30,000人 学校数100校程度

※ア、イともに京都市を除く。

(4) 実施方法

各学校の端末、通信環境を使用し、文部科学省CBTシステムMEXCBT(メクビット)を活用して実施する。

なお、調査対象校では、iPadOS、Google Chrome、Windowsが用いられている。

(5) 調査内容

ア 教科に関する調査

(ア) 対象学年

小学校第4学年～中学校第3学年

(イ) 対象教科及び出題範囲

小学校第4学年～第6学年…2教科(国語、算数)

中学校第1学年…2教科(国語、数学)

中学校第2、3学年…3教科(国語、数学、英語)

平成29年告示小・中学校学習指導要領に示された内容で、各学年とも前学年までの学習内容(前学年の学習内容を中心とする)を範囲とする。

(9) 調査事項

基礎的・基本的な知識・技能及び基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等

イ 児童生徒に対する質問調査

(7) 対象学年

小学校第4学年～中学校第3学年

(4) 調査事項

非認知能力や学習方法、生活状況及びICT利活用等に関する事項

(6) 調査日

令和7年5月19日から令和7年6月6日まで(予定)

2 委託内容

(委託業務及び留意事項の一覧)

※各委託業務は、下表に記載の年度ごとに実施すること。

※委託業務のスケジュールは別紙1を参照のこと。

	R6	R7	内容
(1)	○		事業計画の策定
(2)	○		事業の実施に係る一連の仕組みの構築
(3)	○		実施マニュアルの作成
(4)	○		説明会の実施・運営協力
(5)		○	教科に関する調査の測定
(6)	○	○	CBT システムの運用
(7)	○		調査フォーム等の作成
(8)	○		調査に関する必要な資材の作成
(9)	○	○	解答者番号の管理・運用について
(10)	○	○	配信及び配送業務等の実施
(11)	○	○	採点・集計・分析作業の実施
(12)	○	○	調査結果資料の作成・提供
(13)		○	調査結果のレポート作成
(14)		○	調査に関する統計情報等の提供
(15)		○	作成物の電子媒体での提供
(16)	○	○	納入品の検収
(17)			事業全体の管理
(18)			情報セキュリティを確保するための措置

(19)			事業者間の引継
(20)			守秘義務
(21)			著作権等の帰属について
(22)			協議事項

(委託内容の詳細)

(1) 事業計画の策定

本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するための事業計画を作成すること。

ア 調査資材等の作成、配信、採点・集計・分析、結果提供など各工程の事業スケジュールを作成すること。

イ 各業務のスケジュールに関しては、別紙1に示す委託業務のスケジュールを遂行できるようにすること。なお、このスケジュールは今後の状況により変更する場合がある。

(2) 事業の実施に係る一連の仕組みの構築

本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するため調査資材等の作成、配信、採点・集計・分析・結果提供などの一連の仕組みを構築し、必要な設備を準備の上、調査を実施すること。

(3) 実施マニュアルの作成

本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査に参加・協力する市町（組合）教育委員会及び学校が調査の仕組みや実施手順を正しく理解するための実施マニュアルを作成すること。実施マニュアルには、当日のアクシデントを想定したFAQ等を盛り込むこと。

実施マニュアルについては、府教育委員会と記載内容について事前に協議を行った上で、作成を行い、関係者がダウンロードできるようオンラインで配信を行うこと。また、実施マニュアルの説明動画を作成し、配信できるようにすること。

(4) 説明会の実施・運営協力

本調査の仕組みや実施手順、操作に係る理解を深めるために、府教育委員会が調査に参加・協力する市町（組合）教育委員会及び学校に対して実施する説明会の運営に当たり、委託業者は協力すること。

ア 実施時期 令和7年1月14日(火)、16日(木)（予定）

イ 実施方法 オンラインにより実施

(5) 教科に関する調査の測定

教科に関する調査では、以下の内容について継続的に調査する予定であることから、適切な手法を明示して測定すること。

ア 学習内容の定着度の測定

児童生徒並びに同一学年の児童生徒で構成される学校、市町（組合）及び府単位の集団における、調査対象学年の前学年までの学習指導要領で求められている学習内容についての理解

の状況を設問別正誤、観点別正答率、教科全体の正答率等の指標により測定すること。

イ 学力の伸び（経年変化）の測定

令和6年度京都府学力・学習状況調査事業（以下、「令和6年度調査」という）の実施結果をもとに、令和7年度の調査において、学力の伸び（経年変化）を測定すること。調査において以下の(ア)の内容について学力の伸びが測定可能となるよう、本調査において、(イ)に基づく測定方法により必要な情報を得るものとする。

(ア) 測定する内容

- a 同一の児童生徒並びに同一学年の児童生徒で構成される学校、市町（組合）及び府単位の集団について、学年の進行に伴う学力の変化の状況を測定する。
- b 同一学年の児童生徒で構成される学校、市町（組合）及び府単位の集団について、調査年度間の学力の変化の状況を測定する。

(イ) 測定手法

IRT（項目反応理論）を用いて、各問題のIRT尺度を作成すること。作成に当たっては、府教育委員会が示すIRT尺度を基準とし、本調査以降のIRT尺度を関連付けられるようにすること。

複数年にわたり調査を継続するに当たり、経年変化を測定するために必要となる情報（受託者の事業活動上の正当な利益を害するおそれのある機密情報を除く）を委託者に提供すること。

(6) CBT システムの運用

調査の実施を円滑に行うため、以下の内容をもとに、CBT システムの運用を行うこと。また、情報セキュリティを確保するための措置を構すること。

ア CBT システムについて

教科に関する調査及び児童生徒質問調査の実施及び解（回）答内容の取り出しについては、文部科学省 CBT システム（MEXCBT）を利用すること。システム利用及び調査問題の実装に当たっては、以下のとおり取り扱うこととする。

- (ア) MEXCBT 実装に係り、以下のものを府教育委員会が受託者に提供することとする。

- a MEXCBT の利用マニュアル
- b ログイン情報

- (イ) 調査問題の実装後、府教育委員会が調査問題を確認できる期間を設定すること。

(7) 調査フォーム等の作成

ア 教科に関する調査フォームの作成

仕様書2(5)に記載する事項を正確に測定できるように、調査問題を実装する体制を整え、調査問題及び調査フォームを MEXCBT 上で作成すること。

- (ア) 各教科の問題は、府教育委員会が提供する30題程度で構成すること。

なお、府教育委員会が提供する問題には、オーサリング済のもの（MEXCBT からのエクスポートデータ）と、新たにオーサリングが必要なものの2種がある。（問題数の内訳は以下のとおり）

教科	オーサリング済問題数	オーサリング必要問題数
国語	120 問程度	70 問程度
算数・数学	120 問程度	70 問程度
英語	60 問程度	15 問程度
計	300 問程度	155 問程度

(イ) 調査問題は学力の伸び（経年変化）の測定精度を担保するため、非公開とする。

(ロ) 調査フォームの構成については、契約締結後に指示する。

(ハ) 府教育委員会が提供した問題を正確にオーサリングするために、複数者のチェック等により表記ミスを防ぐための確実な仕組みを構築すること。

イ 児童生徒に対する質問調査フォームの作成

府教育委員会が提供する調査問題を、オンライン調査により実施できるよう、調査フォームを MEXCBT 上で作成すること。

(8) 調査に関する必要な資材の作成

調査の実施に必要な資材の作成を行うこと。資材の作成に当たっては、調査が円滑かつ確実に実施されるよう工夫すること。特に、学校における事務処理ミスの防止や、教職員の負担軽減に留意した資材を作成すること。

ア 学校・教育委員会について、調査資材の作成、配信・集計、結果資料提供に必要な情報（住所、児童生徒数、学級数、調査責任者名、連絡先等）を整備し、適切に管理すること。

イ 英語及び国語のリスニング問題については音源（音声内容を MP3 ファイルに変換したデータ）のダウンロードによる実施ができるようにすること。なお、実施用の音声データとは別に試行用の音声データを各学校に配信すること。

ウ MEXCBT への問題の実装に当たっては、ルビ振り対応分の調査フォームを作成すること。ただし、拡大できる機能を付与しておくこと。

(9) 解答者番号の管理・運用について

複数年度にわたり個人の結果を継続して把握ができるよう、以下のアに留意した解答者番号管理に係る仕組みを構築しているため、府教育委員会の指示により適切に管理・運用すること。

なお、受託者が行う業務は、イのとおり。

ア 解答者番号管理に係る仕組みについて

(ア) 受託者は各児童生徒の氏名等の情報を持たずに個人の調査結果を特定し、複数年にわたり一人一人の結果を継続して把握するため、解答者番号で管理すること。

(イ) 同一個人の調査結果が小学校第4学年から中学校第3学年まで継続して把握できるようにすること。

(ロ) 各学校において解答者番号を把握、管理できるような仕組みにすること。ただし、個人を推定できないよう、番号を乱数化するなどの対応をとるとともに、受託者が個人情報を集めることがないようにすること。

(ハ) 児童生徒の小学校から中学校への進学や府内公立学校（京都市を除く）への転校など、児童生徒個人に進学・異動があった場合にも継続して把握できるような仕組みにすること。

(ニ) 仕組みの運用に当たって、学校・市町（組合）教育委員会に過度の負担をかけないように

配慮すること。

イ 解答者番号の管理・運用について

(ア) 解答者番号管理表の配信に先立ち、学校ごとに解答者番号の新規払い出しを行うこと。

なお、令和7年度調査対象児童生徒分は、令和6年度の番号を引き続き使用するものとする。

(イ) 調査実施後、府教育委員会及び学校と連携の上、MEXCBT から取り出したデータと解答者番号が一致していることを確認し、集計を行うこと。

(ロ) 欠席等の理由により、令和7年度調査を受検しなかった児童生徒の解答者番号についても次年度に引き継げるよう、調査後に全在籍児童生徒の解答者番号を収集する仕組みを設けること。

(10) 配信及び配送業務等の実施

学校や教育委員会等に対し、指定された時期に、適切な数量の調査資料等を配信及び配送する仕組みを構築し、実施すること。

なお、教科に関する調査問題については非公開とする。

配信に係るシステムについては、以下のアを参照のこと。

配信及び配送指定日

番号	配信	配送	配信（送）資料	時期	配信（送）・回収先	備考
①	●		実施マニュアル	令和7年 1月上旬	各学校、各市町（組合）教育委員会、 府教育委員会等	
②	●		解答者番号管理表（様式等） 試行用音声データ	令和7年 2月中旬	各学校、各市町（組合）教育委員会、 府教育委員会等	
③	●		児童生徒のログイン情報	令和7年 3月上旬	各学校、各市町（組合）教育委員会、 府教育委員会等	
④	●		調査結果資料【暫定値】 （採点・分析・集計後）	令和7年 7月下旬 ～8月上旬	各学校、各市町（組合）教育委員会、 府教育委員会等	
⑤	●		調査結果資料【確定値】	令和7年 8月下旬	各学校、各市町（組合）教育委員会、 府教育委員会等	配信期間は 9月末まで
⑥		●	調査結果資料 （個人結果票（紙面））	令和7年 9月上旬	各学校	

ア 本調査実施に係る以下の資料の提供については、使用者がクラウドからダウンロードして使用できる仕組みを構築すること。

なお、クラウドに保存する場合は、VPNやSSLを使用する等、情報が流出しない仕組みを構築すること。また、資料提供の際に、学習eポータルを利用することはできないものとする。

(ア) 実施マニュアル

(イ) 解答者番号管理表

(ロ) 調査結果資料（個人結果票含む）

イ 学校に配信する調査資料のうち、ログイン情報については相当の予備分を配信すること。

ウ 調査結果資料のうち、個人結果票は学校にデータ配信するとともに、印刷したものを児童生徒にも提供する。個人結果票はA3サイズ、両面モノクロとし、学年ごとに仕分けしたものを各学校に配送する。

なお、配送前に印刷見本及びPDFデータを学校教育課に提出し、修正等の必要がないか確認を求め、修正等の指示があった場合には対応すること。

エ 府教育委員会等とは、京都府教育委員会、京都府乙訓教育局、同山城教育局、同南丹教育局、同中丹教育局、同丹後教育局を指す。

(11) 採点・集計・分析作業の実施

正確性、情報漏えいの防止の観点など、採点及び集計を円滑かつ確実にを行うための仕組みを令和6年度中に構築すること。また、作業の実施に当たっては、情報セキュリティを確保するための措置を構ずること。

なお、採点業務の対象は短答式問題（全体の2割程度）とする。

ア 採点・集計作業のミスや採点基準のブレを防ぐために、確実な仕組みを構築するとともに、自動採点機能等、効率的かつ迅速な採点作業ができるような仕組みにすること。

イ 必要に応じて、詳細な採点マニュアルの整備、確実に採点方法を定着させる事前研修等の仕組みの構築、また、必要に応じた2回採点等による複数者のチェック等、採点・集計ミスを防ぐための確実な仕組みを構築すること。

ウ 採点作業中においても継続的に府教育委員会への報告と協議を行い、必要に応じて採点作業の調整・修正を行いながら実施すること。

エ 採点業務の従事者に対しては、問題及び正答、判定基準、疑義が生じた場合の処理、秘密保持等については事前に十分な教育を行うこと。

オ 集計を行うに当たっては、令和6年度中に以下のフローを実施すること。

なお、集計に係るシステム構築及び集計の実施に当たっては、複数人によるチェック等、重層的な確認を行うことのできる体制を整えること。

(ア) 府教育委員会から「集計項目」及び「配点」、帳票に掲載する内容等の指示を受ける。

(イ) (ア)を基に集計システムを構築し、「ダミーデータ」による動作確認を実施する。

(ウ) 「算出式」及び「ダミーデータ」による結果を府教育委員会に提出し、府教育委員会による確認を受ける。

カ 分析については、児童生徒の学習内容の定着度の把握及び学力の経年変化（伸び）を測定できるよう、IRT（項目反応理論）を応用した統計的処理を用いること。

(12) 調査結果資料の作成・提供

別紙3のとおり調査結果資料を作成し、提供すること。調査結果資料については、データの誤りがないよう十分な確認を実施し、府教育委員会による点検・確認期間を設けること。

なお、調査結果資料の設計・作成に当たっては、以下の点に留意するとともに、設計及び(11)オ(ウ)による確認を令和6年度中に行うこと。

ア 2(11) 採点・集計・分析作業の実施において集約した調査結果について提供すること。

イ 令和6年度までの教科に関する調査の調査結果を引き継ぎ、経年変化が分かるようにすること。

ウ 学校や府・市町（組合）教育委員会が活用しやすいように十分に考慮すること。

エ 各データの提供時期及び提供方法は、別紙3によること。

(13) 調査結果のレポート作成

実施運営に係る課題及び改善案についてレポートを作成し、データで府教育委員会に提出すること。内容については府教育委員会と協議を行いながら、作成すること。

(14) 調査に関する統計情報等の提供

受託者は、委託者が調査の内容や設計を検証し、改善を行うために必要となる統計情報や調査の設計に関する情報を提供すること。また、IRT 分析に使用したソフト名、計算式、分析手順等についても提供すること。

(15) 作成物の電子媒体での提供

本事業で作成した資料等はホームページ等で配信できる形の電子媒体で府教育委員会に提供すること。

(16) 納入品の検収

納入品について、仕様書記載事項が満足されていることを、府教育委員会が確認したことをもって検収とする。

(17) 事業全体の管理

事業のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。

事業の各工程の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。

ア 受託者は、契約締結時に業務責任者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者をもって対応すること。

イ 事業全体の円滑・適正・効率等の観点から必要と認められる場合は、委託する業務の一部を他の事業者に再委託することを可能とするが、予め書面による承認を受けること。また、その際関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。

ウ 府教育委員会が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、府教育委員会の了承を得た上で速やかに改善すること。

(18) 情報セキュリティを確保するための措置

採点・集計・分析・結果提供など、事業全体を通して、機密の保持の遵守を図るために必要な措置を講ずること。また、事業全体を通して想定されるリスク（機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずること。

ア 緊急事態や不測の事態に対応するための対応マニュアルを契約締結後3週間以内に作成し、その履行に必要な体制を整備すること。

イ 各工程における情報セキュリティの確保については、以下の基本方針等に準拠した取り扱いとし、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。

(ア) 京都府情報セキュリティ基本方針

(イ) 京都府情報セキュリティ対策基準

(ロ) 京都府立学校情報セキュリティ対策基準

(ハ) 京都府立学校情報セキュリティ実施手順

(ニ) 京都府教育情報ネットワークシステム利用規程

ウ 調査資料の設計・作成・配信、採点・集計、提供資料の作成・配信保管に当たっては、別紙2により、情報漏えい等の防止のための措置を講ずるとともに、不測の事態にも迅速に対応することができるようにすること。

エ 各工程で発生した調査に関する資料について、府教育委員会が指定する時期に、適切に廃棄すること。特に、機密情報については確実に廃棄するとともに、廃棄段階までの状態を追跡可能とすること。

(19) 事業者間の引継

次年度以降の調査の実施に当たり、事業者間で引継が必要となる事項については、次年度以降の受託業者への引継に協力すること。

受託者は、調査実施後、MEXOBT から教科に関する問題をエクスポートし、データを府教育委員会に提出すること。なお、データの提供形式については、Word 及びエクスポートされたデータのそのままの形式を想定しているが、別途府教育委員会から指示する。

府教育委員会においては、今後行われる本調査の委託事業において利用可能とされるプログラムの著作物（以下「対象プログラム」という。）の複製物及び対象プログラムのシステム設計書等の資料を、次年度以降の受託業者の求めに応じ、提供することとする。（複製物の提供は、府教育委員会が現に著作権を有するプログラムに限る。）。

受託者は、本委託事業において使用する対象プログラムを自ら開発し、又は改変した場合、府教育委員会に著作権を譲渡する対象プログラムについては、その複製物の作成や設計書等の資料の提供に協力すること。

(20) 守秘義務

本調査事業の実施で知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。また、当該の情報は府教育委員会が指定する時期に適切に廃棄すること。

(21) 著作権等の帰属について

ア 本調査に係る問題、分析資料等（国語の問題文等の著作権及び、この事業開始前から受託者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く）をはじめとしたすべてのものの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著者の権利））は、府教育委員会に帰属するものとする。

イ 府教育委員会及び府教育委員会の指定する者に対し、著作者人格権（著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権））を行使することができないものとする。

(22) 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、府教育委員会と適宜協議を行うものとする。

別紙1

委託業務のスケジュール

令和6年度

時 期		内 容
令和6年	12月下旬	実施マニュアルの完成
令和7年	1月上旬	各学校・各市町教委へ調査関連資材（実施マニュアル）の配信
	1月中旬	実施校説明会（オンライン）＊説明動画配信
	2月中旬	調査関連資材（解答者番号管理表）及び試行用音声データの配信
	2月下旬	調査問題のシステム実装完了 （府教育委員会による確認作業含む）
	3月上旬	調査関連資材（児童生徒のログイン情報）の配信

令和7年度

時 期		内 容
令和7年	4月上旬	事前接続確認用調査問題等の配信
	4月下旬	実施校説明会（オンライン）
	5月中旬	調査問題等の配信
	5月下旬～6月上旬	調査実施
	7月下旬～8月上旬	学校・市町教委へ調査結果資料（暫定値）等配信
		分析のための結果帳票を府教育委員会へ提出
	8月下旬	学校・市町教委へ調査結果資料（確定値）等配信
	9月上旬	学校へ個人結果票（紙面）を送付
	9月上旬	解答者番号紐づけエラー集約
	9月下旬	調査結果レポートの提出
	11月	解答者番号紐づけエラー修正完了 個人結果票再発行（配信） マスターデータ修正完了

情報セキュリティを確保するための措置

1 作業場所及び情報システムの設置環境における物理的セキュリティ

(1) 入退出について

- ア 作業場所・作業過程及び情報システムの設置環境におけるセキュリティの責任者を定めること。
- イ 立ち入ることができる者（以下「関係者」という。）を最小限に限定すること。また、作業者を最小限に限定するとともに、作業者に対する管理・監督を徹底すること。
- ウ 関係者以外の立入を禁止すること。また、関係者以外の立入を防止するための措置を講ずること。
- エ 関係者の入退出時における本人確認を行うこと。
- オ 関係者の入退出記録を取り、保存すること。
- カ 作業時間外において、施錠もしくは人的または機械的警備を行い、立入を防止するための措置を講ずること。

(2) 情報・機器の持ち出しについて

- ア 原則、本事業に係る情報の持ち出し、電子記録媒体（情報の記録を行うことのできるスマートフォン、カメラ付き携帯電話などの個人所有の機器を含む）の持ち込みを禁止すること。また、本事業に係る情報及び機器の持ち出し、電子記録媒体の持ち込みを防止するための措置を講ずること。
- イ 本事業に係る情報及び機器の持ち出しを可能とする者を最小限に限定すること。また、持ち出す場合はセキュリティの責任者の承認を必要とし、持ち出しについて適切に管理すること。

2 情報セキュリティ

(1) 情報システムへのアクセスについて

- ア 学校、教育委員会、児童生徒の解答、採点結果に関する情報を管理するシステムについては、府教育委員会が特に必要と認める場合を除き、本事業に利用している期間、その他のネットワークから独立させること。
- イ 情報システムについて、各種のアクセス制御、ウイルス対策、ファイル共有ソフト（Winny等）対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。
- ウ 各作業場所で使用するモバイル機器について、各種のアクセス制御、ウイルス対策、ファイル共有ソフト（Winny等）対策、脆弱性対策等を実施するとともに、作業場所以外での使用を禁ずること。
- エ 情報システムへのアクセスを可能とする者（以下「認証者」という。）を最小限に限定すること。また、認証者のアクセスや改変の可能な範囲を、作業内容に応じて限定するとともに、認証者に対する管理・監督を徹底すること。
- オ 情報システムへのアクセスの記録を取り、保存すること。また、定期的に分析すること。

カ 本事業に係る情報の流通、処理において、情報の追跡を可能とすること。

(2) 緊急時の対応について

ア 大規模な災害や障害が発生した場合に、情報システムについて、機能の継続または迅速な復旧が可能となる措置を講ずること。

イ 特に重要な情報システムについては、24時間体制で監視されていること。

ウ 情報のバックアップ用の複製を定期的に作成し、防火金庫等に保管すること。

3 輸送過程における物理的セキュリティ

(1) 個人結果票については、貴重品と同程度のセキュリティを付加して輸送すること。

(2) 輸送過程においては、本事業以外の一般配送物との誤配、紛失、盗難を防止するために必要な措置をとること。また輸送中の調査資材等の所在地や状況については、追跡が可能であること。

(3) 輸送過程中の一時保管場所及び輸送車両においては、施錠もしくは人的または機械的警備を行い、輸送物の盗難を防止するための措置を講ずること。

結果帳票一覧

※市町(組合)教育委員会は、下表の○と併せ、所管する学校に返却されるデータも、学校ごとのフォルダでダウンロード可能にする。

※上記と同じく、教育局は所管する市町(組合)教育委員会ごとのフォルダを、府教委は、教育局ごとのフォルダをダウンロード可能にする。

※個人結果票は、学校にデータ配信するとともに、印刷したものを児童生徒に提供する。

※掲載内容は一部変更する可能性がある。

帳票 番号	帳票名	内容	提供先			
			府教委	教育局	市町 (組合) 教委	学校 (児童生 徒)
	個人結果票	・教科の正誤一覧 ・学力の伸び(経年変化)の状況 ・教科の領域別正答率等 ・質問調査の結果(一部を抜粋)	テンプレート	テンプレート	テンプレート	○
01	学力分析シート	・児童生徒ごとの2年間の学カステップ・伸び・非認知能力等の値一覧 ・学カステップ、学力の伸びと質問調査項目の散布図、相関係数 ・個人カルテ(個人結果の検索機能) ・学力の伸びと質問調査の回答状況 ・任意の2項目のクロス集計	○	○	○	○
02	教科に関する調査 採点結果	・設問ごとの正・誤・無解答の解答状況 ・設問ごとの府平均正答率、学校平均正答率 ・設問ごとの難易度ステップ	○	○	○	○
03	児童生徒質問紙調査 回答結果	・質問項目及び概念一覧 ・設問ごとの回答状況(ローデータ及びグラフ)	○	○	○	○
04	教科に関する調査 問題ごとの正答率等一覧表	府、市町村、学校、教科、観点、内容、設問ごとの正答率、学カステップ	○	○	○	○
05	学力分析データ(学カステップ、学力値、伸び)児童生徒別	児童生徒ごとの6年間の学カステップ・学力値・伸びの値一覧	○	○	○	○
06	各実施主体の調査結果票	府、教育局、市町村、学校ごとの ・学カステップの伸び(経年変化)の状況 ・教科、観点、内容、設問別正答率等	○	○	○	○
07	学力の伸びの状況	府、市町村、学校ごとの 学力(学力値と学カステップ)の伸びの状況	○	○	○	○
08	調査実施児童生徒数	小・中学校等の学校別受検者数の一覧表	○	○	○	
09	学校、学年、教科ごとの正答率・学カステップ、学力の伸び一覧	学校ごとの教科別正答率・学カステップ・伸びの一覧	○	○	○	
10	各実施主体の集計データ一覧(教育局別)	教育局ごとの学力値、学カステップ等の基礎情報および経年変化の一覧	○			
11	教科に関する調査の解答状況(類型別)	府、教育局、市町村、学校、設問ごとの 解答類型別の解答率	○			
	マスタデータ	調査受検者の解答者番号、在籍学校、学年、学力値、学カステップ、非認知能力等の集計値等の基礎情報一覧	○			
	項目プール	調査問題の領域、内容、観点、出題形式、難易度等のデータ及び MEXCBT からエクスポートした問題データの一覧	○			

